

家庭ごみは、ごみの排出者が自ら持ち込んでください。

各市町からごみの収集運搬を許可された事業者以外は、
他人の家庭ごみを排出者の代わりに持って来ることができません。

ごみの排出者本人またはその同居者だけが、自らの家庭のごみを藤ヶ谷清掃センターへ持ち込むことができます。(それ以外の方の持ち込みは、他人のごみの持ち込みとしてお断りする場合があります。)



持ち込みに必要な書類

- ・排出者の氏名及び住所が確認できる書類 (運転免許証等)
- ※ 持ち込む量やごみの種類・状態によっては追加で書類の記入をお願いする場合があります。

排出者が自ら持ち込むことが困難な場合、下記の方法を取ることができます。

① 一般廃棄物収集運搬業許可を受けた事業者に依頼する方法

別府市及び収集地(杵築か日出の場合)の一般廃棄物収集運搬許可を持つ事業者の有料で依頼して下さい。(許可を受けている事業者については各市町の生活環境担当部署にご確認ください。)



ご注意

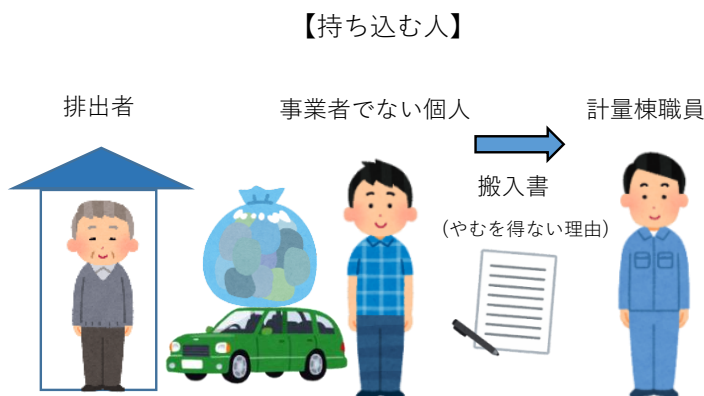
市町の許可を受けずに他人のごみの収集運搬をすることは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により禁止されています。無許可の事業者にごみの処分を依頼しないでください。

※ 別府市の住民の方は、一時多量ごみの収集を別府市に依頼することができます(有料・予約制)。TEL:0977-66-5349

② 個別に持ち込みの許可を受ける方法

例外として、排出者本人または同居者が来場できない**やむを得ない理由**があるときには、搬入書を提出することにより、排出者の家庭ごみとして持ち込むことができます。

詳しくは、事前に[0977-67-6111](tel:0977-67-6111)までお問い合わせください。



持ち込みに必要な書類

- ・持ち込む人の運転免許証
- ・排出者の氏名及び住所が確認できる書類 (健康保険証等の公的書類や消印付き郵便物、公共料金の領収証書等)
- ・搬入書 (持参でない場合、入口の待車スペース等で記入してください。)

※ 「やむを得ない理由」とは、単身の排出者の入院や死亡などを指します。
「排出者が(仕事などで)忙しいため」はやむを得ない理由にあたりません。

上記についてのお問い合わせは、[0977-67-6111](tel:0977-67-6111) (藤ヶ谷清掃センター)まで